

行政文書非公開決定通知書

30 観 M 第 170 号
平成 30 年 12 月 11 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年11月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	カジノを中核とする統合型リゾート（IR）に関し、名古屋市が三重県を訪問（2018 年 11 月 18 日）するに至った経緯がわかるもの
公開しない理由	公開請求に係る行政文書を作成していないため。
備考	＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局観光交流部MICE推進室 TEL 052-972-3174

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

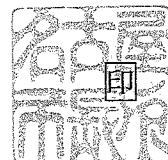
行政文書一部公開決定通知書

30 観 M 第 169 号
平成 30 年 12 月 11 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年11月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	カジノを中核とする統合型リゾート（IR）に関し、名古屋市が三重県を訪問したときの復命書、持参資料、支出金調書（支出命令書） (2018 年 11 月 28 日)	
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	平成 30 年 12 月 11 日
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 公開請求のあった「支出命令書」の「旅費計算書A」に記載されている職員行政職の号級については、「通常他人に知られたくないと認められる」情報であると考えられるため、非公開とします	
備 考	なお、支出命令書については請求日時点のものであるため未決裁の文書であることを申し添えます。（12 月第三週以降決裁完了見込） ＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局観光交流部MICE推進室 TEL 052-972-3174	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋

市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

供覧

観光交流部長	MICE推進室
	 

復命書

平成30年11月29日

名古屋市長 河村たかし 様

観光文化交流局観光交流部
MICE推進室長 大島 吉清



平成30年11月28日に下記のとおり出張いたしましたので、報告します。

1 用務等

- (1) 用務 I R誘致に対する本市の考え方についての三重県への説明
- (2) 用務先 三重県津市

2 説明・意見交換の概要

(1) 日時・場所等

日時：平成30年11月28日（水）14:30～

場所：三重県庁

先方：三重県雇用経済部雇用経済総務課長 ほか2名

※説明と併せ、事務方として、26日の市長会見の前に事前連絡・説明ができなかったことについて申し訳なかったとお伝えした。

(2) 本市からの説明概要

ア I R誘致に対する考え方

リニア開業後、この東海地域がスーパーメガリージョンとなる時代（2時間圏域人口が国内最大に）に向け、リニアの通過点や乗り換え点にならず、目的地たるべく必要なコンテンツを整える必要がある。現状でも産業に強い地域だが、世界・日本の交流拠点となるよう、とりわけ、エンターテインメン

トが盛んとなり、県民・市民がその豊かさを享受できる地域でありたい。IRを活用して、こうした将来像を実現する可能性がないか検討したい。

イ IRオペレーター等へのヒアリングにおける意見

IRには特にエンターテインメントの展開に強みがある。エンターテインメントへの集客力という観点から、大都市圏や、すでにある大規模集客施設との相乗効果、クラスター効果も高い。

ウ 候補となりえる地域について

名古屋市都心部及び名古屋港エリアを検討対象とするが、広い視野で、リニア開業を見据え、名古屋駅を含む東海エリア全体の中で、大規模なエンターテインメント施設であるナガシマスパーランドを擁するエリアについても、事業可能性を考えられないか、所管する自治体にも相談させていただきたい。

(3) 意見交換

<三重県>知事の意向は以下のとおり伺っている。

- ・基本的に三重県は、県としてIR誘致に主体的には取り組まない方針。
- ・地元自治体から取り組みたいという声があがり、地域住民も納得してのことであれば、周辺自治体の考え方も聞きながら、県としても様々な角度から研究していく。
- ・IRについては依存症の問題含め課題が多くあるため、慎重に対応したい。市長にもその旨伝えていただければと思う。

桑名市への説明はどうするのか。

<市>桑名市には来週説明に伺う予定。

<三重県>今後どうすすめるのか。

<市>この地域全体で最適な選択ができればと考えており、引き続き情報交換、情報共有をしつつ、連携できる良い提案ができれば随時相談させていただきたい。

平成 30 年 11 月 28 日

名古屋市における I R 誘致に対する考え方について

1 I R 誘致に対する考え方

- ・リニア開業後、この東海地域がスーパーメガリージョンとなる時代（2 時間圏域人口が国内最大に）に向け、リニアの通過点や乗り換え点にならず、目的地たるべく必要なコンテンツを整える必要がある。
- ・現状でも産業に強い地域だが、世界・日本の交流拠点となるよう、とりわけ、エンターテインメントが盛んとなり、県民・市民がその豊かさを享受できる地域でありたい。
- ・I R を活用して、こうした将来像を実現する可能性がないか、検討したい。

2 I R オペレーター等へのヒアリングにおける意見

- ・I R には特にエンターテインメントの展開に強みがある。
- ・エンターテインメントへの集客力という観点から、大都市圏や、すでにある大規模集客施設との相乗効果、クラスター効果も高い。

3 候補となりえる地域について

- ・名古屋市都心部及び名古屋港エリアを検討対象とする。
- ・広い視野で、リニア開業を見据え、名古屋駅を中心とするを含む東海エリア全体の中で、大規模なエンターテインメント施設であるナガシマスパーランドを擁するエリアについても、事業可能性を考えられないか、所管する自治体にも相談させていただきたい。

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0014201 内訳番号 01		
主管 080105 観光文化交流局 MICE推進室		(080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5011-010-090146 会計 01 一般会計 款 07 観光文化交流費 項 01 観光交流費 目 04 コンベンション推進費 大事業 05 コンベンションの誘致 中事業 05 コンベンション誘致事務費 小事業 00 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 46 普通旅費	支出命令年月日 平成30年11月29日 支出負担行為年月日 当初 平成30年11月27日 変更 平成 年 月 日		
支出命令額		¥ 5, 2 4 0 *	
前渡金受領者 508010501 整理番号			
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 観光交流部 MICE推進室長 大島 吉清			
件名 I R関係調整のための職員1名分の旅費 三重県庁(津市)へ			
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人			
支出区分 6 確定前渡払		支払方法 1 口座振替	
支出予定番号		支払期限(期日) 平成30年12月 7日 *	
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様		

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	MICE推進室長	MICE推進室	
出納機関	会計管理者	会 計 室 (区総務課)	支払年月日

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令
主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。

D23



旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 観光文化交流局観光交流部M I C E推進室						区 分	
M I C E推進室長 大島 吉清						確 定	
行政職給料表				級	号給	(行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃 (A)	船車賃 (B)	航空賃 (C)
11	28	水	名古屋 → 津		2,540 円	円	円
11	28	水	津 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当 (D)		円		宿泊料 (E)	×	泊 =	円
2,700		×	1 日 =	2,700	×	泊 =	
		×	日 =		×	泊 =	
		×	日 =		×	泊 =	
旅行命令 (依頼)			旅行期間		合 計 (A+B+C+D+E) 円		
平成 30 年 11 月 27 日			0 泊 1 日		5,240		
用務及び 用 務 先		I R 関係調整のため三重県庁 (津市) へ					
概算払額 (F) 円			精算額 (G) 円		過不足額 (G-F) 円		
支払額 (返納額) 円			特記事項				
5,240							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。